

告示第192号

廿日市市地域経済循環創造事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月20日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廿日市市の地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、廿日市市の経済循環を創造するため、民間事業者等に対し予算の範囲内において地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、国が定める地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「交付金交付要綱」という。）及び廿日市市補助金等交付規則（平成5年廿日市市規則第10号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、交付金交付要綱に基づく地域経済循環創造事業交付金の交付の対象となる事業を実施する民間事業者等（以下「補助対象者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年廿日市市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は第2号に規定する暴力団員若しくは反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）でない者又は暴力団等と密接な関係を有していない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付金交付要綱第5条に規定する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から補助対象者が金融機関等から受ける融資の額（以下「融資額」という。）及び補助対象者の自己資金の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の上限額は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 融資額が前項の規定により計算した額（以下「計算額」という。）と同額以上1.5倍未満の額の場合 2,500万円

(2) 融資額が計算額の1.5倍以上2倍未満の額の場合 3,500万円

(3) 融資額が計算額の2倍以上の額の場合 5,000万円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、廿日市市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 地域経済循環創造事業交付金実施計画書（別記様式第2号）

(2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の交付申請額を補助事業費で除

して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、当該内容を審査し、適当と認めたときは、国に交付金交付要綱に基づく交付申請を速やかに行うものとする。

2 市長は前項に関する交付申請の結果が国から示されたとき、その内容を補助事業者へ連絡する。

3 市長は、国から交付金交付要綱に基づく交付決定を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めたとき、廿日市市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

4 前項に規定する場合において、前条第2項ただし書のときは、消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金をその目的以外に使用しないこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(6) 市長から要求があったときは、補助事業の遂行状況について、廿日市市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（別記様式第4号）を提出すること。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、第6条第2項の交付決定の内容に不服があるときには、補助金の交付の決定の日から起算して30日を経過する日までに、当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により、申請を取り下げる場合は、廿日市市地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画変更等の承認）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、廿日市市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書（別記様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 資金区分のうち、融資額を減額しようとするとき。

(3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助事業の目的に変更が生じるものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資すると認められる場合

イ 補助事業の目的及び能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合

- (4) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (5) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (6) 補助事業の事業期間が2年の場合で、単年度交付額を減額するとき。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、廿日市市地域経済循環創造事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（別記様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該事業が完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、廿日市市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（別記様式第8号以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長へ提出するものとする。

- (1) 廿日市市地域経済循環創造事業補助金事業報告書（別記様式第9号）
- (2) 廿日市市地域経済循環創造事業補助金対象経費整理表（別記様式第10号）
- (3) 第7条第5項に定める帳簿の写し
- (4) 廿日市市地域経済循環創造事業取得財産等管理台帳（別記様式第11号）
- (5) 金融機関からの融資を証明する書類の写し
- (6) 事業の成果がわかるもの（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月10日までに前項に準ずる報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定にする補助事業の完了に係る実績報告書を受理したときは、当該報告書に係る書類を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、廿日市市地域経済循環創造事業補助金確定通知書(別記様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、補助事業の是正の見込みがなく、補助金を交付することが適当でない認め、補助金の交付を取り消すときは、廿日市市地域経済循環創造事業補助金取消通知(別記様式第13号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、前条第1項の通知を受けたときは、廿日市市地域経済循環創造事業補助金精算払請求書(別記様式第14号)を市長に提出するものとする。

2 補助金の交付は、原則として補助事業終了後の精算払とし、概算払は行わないものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定)

第13条 第5条第2項ただし書により補助金の交付申請をした補助事業者は、第10条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第11条第3項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を廿日市市地域経済循環創造事業補助金消費税等仕入控除税額報告書(別記様式第15号)により速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたとき（交付金交付要綱第18条第1項第4号及び第5号の場合を除く。）は、当該返還の命令がなされた日から20日以内に返還するものとし、当該補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を当該補助金に加算して納付しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者から補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付決定後に生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（財産の管理）

第15条 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、廿日市市地域経済循環創造事業取得財産等管理台帳（別記様式第11号）を備え管理しなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 補助事業者は、取得財産等について、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）第8条に定める期間を経過するまでの間は、市長の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、税抜きの取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとし、財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条の規定によるものとする。

3 補助事業者が、第1項の規定により市長の承認を受ける場合は、廿日市市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（別記様式第16号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該取得財産等の処分により補助事業者収入があると認めるときは、廿日市市地域経済循環創造事業補助金返還命令書（別記様式第17号）により、当該収入の全部又は一部を市に返還させることができる。

（事業完了後の事業実施状況報告）

第17条 市長は、補助事業の効果を確認するため、必要な範囲内において、補助事業者に対し、取り組んだ補助事業の実施状況について報告を求めることができる。

（収益状況報告等）

第18条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後の30日以内に、地域経

済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書（別記様式第18号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付決定の日の属する会計年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に地域金融機関等の協力のもと回答しなければならない。

3 補助事業者は、交付金交付要綱第22条第3項の規定により市が総務大臣から交付金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられたときは、当該額を市に返還しなければならない。

（勧告、助言等）

第19条 市長は、補助事業者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令及びこの告示の施行のため必要な限度において、補助事業の施行の促進を図るため、必要な勧告又は助言をすることができる。

2 市長は、補助事業者に対し、必要があるときは、補助事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に行われた、この告示の規定に相当する補助金の交付に関する手続きは、この告示の規定により行われたものとみなす。